

ぽっけの会 規約（案）

（名称）

第1条 この会は、ぽっけの会と称する。

（事務所）

第2条 この会の事務所は、あすなろの家（座間市四ツ谷718-1）に置く。

（目的）

第3条 この会は、赤ちゃんからシニアまで皆にとってやさしい町を目指し、地域で子どもを育む場づくりを行うことを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、3の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）Co-育てサロンぽっけの運営
- （2）一時預かり「きらきら」「のびのび」の運営
- （3）その他目的を達成するために必要な活動

（会員）

第5条 この会の会員は、会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第6条 この会に入会しようとする者は、入会届を役員会に提出すること。

（会費）

第7条 会員は、年会費として1000円納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員が次の各号の一に該当した場合、その資格を喪失する。

- （1）会員から退会届が代表に提出された場合
 - （2）会員が死亡したとき、又は住所変更等で連絡がとれなくなったとき
 - （3）会員として、不適格と認められる事実が発生したとき
- ・公序良俗に反する行為
 - ・法令に反する行為
 - ・選挙運動、営利活動又は宗教の勧誘もしくはこれに類似する行為
 - ・知り得た個人のプライバシー、機密を漏洩する行為
 - ・本会の運営を妨害する行為
 - ・その他、本会が不適当と判断した行為

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計
- (4) 書記
- (5) 監査

(役員の仕事)

第10条 代表は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の経理を掌理する。
- 4 書記は、総会の議事録を作成する。
- 5 監査は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員を選出)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は1年間とする。ただし再任は妨げない。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第14条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 規約、事業等の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席又は委任状がなければ、開会することができない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第16条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第17条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営)

第19条 この会の運営費は、会費、保育料、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(委任)

第20条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(変更)

第21条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

1 この規約は、平成27年4月22日から施行する。